## ○ 稲沢市情報公開 · 個人情報保護審査会条例

平成15年12月26日 条例第30号 改正 平成17年4月1日条例第24号 平成27年9月11日条例第29号 平成28年3月29日条例第13号

平成30年3月28日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138 条の4第3項の規定に基づき、稲沢市情報公開・個人情報保護審査会 の設置及び組織並びに調査審議の手続等に関し、必要な事項を定める ものとする。

(設置)

第2条 稲沢市行政情報公開条例(昭和58年稲沢市条例第16号。以下「情報公開条例」という。)第15条第1項並びに稲沢市個人情報保護条例(平成15年稲沢市条例第31号。以下「個人情報保護条例」という。)第4条第2号、第10条第2項第6号及び第40条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)による特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、稲沢市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。
  - (1) 実施機関 情報公開条例第2条第2項及び個人情報保護条例第 2条第1号に規定する実施機関をいう。
  - (2) 諮問実施機関 情報公開条例第15条第1項及び個人情報保護 条例第4条第2号、第10条第2項第6号及び第40条第1項の規 定により審査会に諮問をした実施機関をいう。
  - (3) 行政情報 情報公開条例第10条第1項に規定する公開決定等 に係る行政情報 (情報公開条例第2条第1項に規定する行政情報を いう。)をいう。
  - (4) 保有個人情報 個人情報保護条例第21条第1項、第31条第1項又は第38条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。)をいう。
  - (5) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
  - (6) 特定個人情報保護評価 番号法第27条第1項に規定する特定 個人情報保護評価をいう。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人をもつて組織する。

(委員)

- 第5条 委員は、優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者

- の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるま で引き続きその職務を行うものとする。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

- 第6条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が 指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。
- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

- 第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、 行政情報又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合に おいては、何人も、審査会に対し、その提示された行政情報又は保有 個人情報の開示を求めることができない。
- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、

これを拒んではならない。

- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、行政情報に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第13条において同じ。)又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知つている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

- 第9条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査 請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、 審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出する ことができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の 期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

- 第11条 審査会は、第8条第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料(電磁的記録にあつては、記録された事項を記載した書面)の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、閲覧させるよう努めるものとする。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時、場所及び方法 を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第12条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第13条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを 審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するも のとする。

(諮問実施機関への意見等)

- 第14条 審査会は、第2条の規定による調査審議を通じて必要があると認めるときは、情報公開及び個人情報保護に関する事項について、 諮問実施機関に意見を述べることができる。
- 2 審査会は、実施機関の諮問に応じて、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事項若しくはこれらのあり方又は特定個人情報保護評価に関する事項について調査審議し、実施機関に意見を述べることができる。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

(罰則)

第17条 第5条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年条例第13号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成30年条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。